

葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託事業者選定提案募集要項

葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託に関する契約を締結するに当たり、下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1 背景及び目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震や毎年各地で台風等による風水害が発生しており、被災自治体では被害に関する情報の錯綜や備蓄品管理の混乱などにより、災害対応に係る判断や業務の遅延のほか、被災住民への支援の遅れなどが生じた。

一方で、これらの災害対応では防災情報システムや AI など様々な先進技術の活用が急速に進んでおり、自治体の災害対応において災害情報管理等のデジタル化が大きな役割を果たしている。

また、令和6年度に実施された区の世論調査では、区に対して特に力を入れてほしいと思うものとして、防災対策が全体の43%を占めて1位（複数回答可）であり、災害対応力の強化に対して区民から高い関心と要望がある。

このような背景を踏まえ、区として一連の災害対応を今以上に迅速かつ円滑に行うことを目的に、災害情報の収集・共有・発信の一元化や意思決定支援及び物資管理が実現可能な総合防災情報システムの構築並びに運用保守業務を委託するため、高い技術力や利便性と災害情報等に関する知識及び経験を持つ事業者を選定する。

2 履行期間

(1) 構築業務

令和7（2025）年4月の契約締結日の翌日から令和8（2026）年3月31日まで

(2) 運用保守業務

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日まで

※契約は1つの契約とする。

3 委託概要

区のシステム構築及び運用保守業務を委託するもの

(1) 構築業務

災害時の気象・水位情報や被害情報等の収集、共有、発信を一元的に管理運用し、災害対策本部の意思決定や物資管理を支援するための総合防災情報システムについて、区の要求する機能要件、非機能要件に則りシステムの設計・開発を行う。運用開始前には職員へのシステム説明及び操作研修を実施し、システムの運用開始に向けた支援も行う。また、構築業務には住民向け防災ポータルサイトの製作及び公開も含む。

(2) 運用保守業務

構築を行った葛飾区総合防災情報システム及び住民向け防災ポータルサイトについて、平時における運用・訓練支援、稼働監視、構築環境管理、軽微な改修及び障害・災害発生時の復旧対応等の安定的な稼働を継続するための運用保守を委託する。

4 委託内容及び提案内容

別添「葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託業者提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）のとおり

5 提案限度価格

総額：189,323,925 円（税込）（債務負担行為設定）

内訳

- (1) 構築業務（1 か年）：108,363,856 円（税込）
令和 7 年度
- (2) 運用保守業務（5 か年）：80,960,069 円（税込）
令和 8 年度：16,192,069 円（税込）
令和 9 年度～令和 12 年度：16,192,000 円（税込）※1 か年あたり

6 本システムのライフサイクル

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 か年）を想定している。

※ライフサイクルには、システム構築期間を含まない。

7 参加資格

プロポーザル参加事業者は、受付日時点に次の要件を全て満たしていること。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月 30 日規則第 7 号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20葛総契第 339 号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留を含む。）期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 令和 2 年度から令和 6 年度までに、総合防災情報システム（本提案依頼書で求める機能を有する同種のシステム）及び住民向け防災ポータルサイトの設計・構築・実績又は予定（契約締結済み）に政令指定都市、特別区、中核市又は 10 万人以上の自治体を有すること。
- (6) 公表開始時から過去 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- (7) 全ての税について滞納がないこと。

※プロポーザル方式への参加者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

8 参加受付

- (1) 受付期間

令和 7（2025）年 1 月 17 日（金）から令和 7（2025）年 2 月 7 日（金）まで

※提出書類持参の場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時まで（時間厳守）

- (2) 提出書類

ア 葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託事業者選定参加申込書

(様式1)

イ 葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託事業者実績書(様式2)

ウ 会社概要(経歴書)※任意の書式

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。(郵送の場合は、締め切り当日17時必着)

持参の場合は、持参者は2名までとする。送付の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、提出書類の各様式は、区ホームページからダウンロードして使用すること。

(4) 提出先

〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区地域振興部危機管理課計画係(総合庁舎本館5階503番窓口)担当:玉川

9 提案書の提出者の選定

(1) 参加資格の通知

提出された参加申込書等を審査した結果、参加資格を満たすと認めた場合は、その旨を令和7(2025)年2月14日(金)までに書面又は電子メールにより自己の結果のみを通知する。なお、プレゼンテーション選考(第二次選考)に進む事業者は3社程度を想定している。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載し、書面又は電子メールにより通知する。なお、評価内容及び選考に対する問い合わせには、応じないものとする。

(2) 貸与資料

参加資格を満たす旨通知を受けた事業者(以下、「提案者」という。)へは、提案に関する参考資料をCD-R又はDVD-Rにて貸与もしくは、データ伝送するので、葛飾区地域振興部危機管理課計画係(総合庁舎本館5階503番窓口)に受取り又はデータ受信すること。なお、資料については機密情報に当たるため、資料受取りの際に別添の「誓約書(様式3)」に記入・押印のうえ提出又は送付すること。

また、本提案終了時又は辞退時には、貸与した資料全てを返却又は破棄すること。

【貸与資料】

- ・データ一覧(葛飾区避難所施設情報等)

10 提案書等の提出

以下の書類を提出すること。

なお、提案書は、提案依頼書中の提案書作成要領に基づき作成し、ファイルに綴じて提出すること(製本はしないこと)。

(1) 受付期間

令和7(2025)年2月17日(月)から令和7(2025)年3月3日(月)まで

提出書類持参の場合は、平日の8時30分から17時まで(時間厳守)

(郵送の場合は、締め切り当日17時必着)

(2) 提出書類

ア) 提案書 正本・・・1部

A4判横書き両面印刷とし、表紙と目次を含めず100頁以内とすること。本文の文字ポイントは11ポイント以上とし、頁番号を記載すること。

イ) 提案書 副本・・・8部

A4判横書き両面印刷とし、表紙と目次を含めず100頁以内とすること。本文

の文字ポイントは11ポイント以上とし、頁番号を記載すること。

(すべての頁において社名及び製品名等、提案者を特定できるような表示がないよう配慮すること。画面イメージ等が含まれる場合、テストデータについても配慮すること。)

ウ) 葛飾区総合防災情報システムに係るライフサイクルコスト(様式4)・1部

エ) 葛飾区総合防災情報システム非機能要件一覧表(様式5-1)、

葛飾区総合防災情報システム機能要件一覧表(様式5-2)・・・各1部

※様式5-1及び様式5-2は、それぞれ適合状況・適合方法等を提案者が入力すること。ただし、必須要件が対応不可となる場合は失格となる。

オ) 上記ア)からエ)の資料は、電子データ(DVD-R、CD-R等)でも1部提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。なお、いずれの場合も提出又は到着する前日までに区担当者あてに提出予定時間を連絡すること。

※持参の場合は、持参者は2名までとする。

※送付の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区地域振興部危機管理課計画係(総合庁舎本館5階503番窓口)担当:玉川

11 質問の受付及び回答

(1) 提案書等提出に係る質問は、葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託事業者選定に係る質問・回答書(様式6)に記入し、令和7(2025)年2月14日(金)から2月20日(木)17時(時間厳守)までに電子メールで行うこと。なお、参加資格を満たさないと区が判断した事業者からの質問については、回答しないこととする。

ア) 質問先の電子メールアドレス

052000@city.katsushika.lg.jp

イ) メール表題

「【葛飾区総合防災情報システム(社名)】プロポーザルに関する質問」

(2) 電話での質問は応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合、区は質問者へ電話で問い合わせをする。

(3) 質問事項の回答は、令和7(2025)年2月28日(金)までに全提案者に社名を伏せて電子メールで通知する。

12 提案内容についてのヒアリング等の実施

(1) ヒアリング等の実施

提案内容について、区本庁舎内において提案者から区に対してプレゼンテーション方式の提案及び必要に応じて区担当から電話又は電子メールによるヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション方式の提案日程については、提案書の提案者へ電子メールで通知する。

(2) ヒアリング等実施予定時期

令和7(2025)年3月上旬から中旬の間を予定している。

(3) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

(4) プレゼンテーション方式の提案の実施

提案者は区に対し、提案内容について総合防災情報システムのデモンストレーションを含めたプレゼンテーション方式の提案を実施する。実施方法は以下のとおりとする。

ア) 時間

プレゼンテーションの時間は90分とする。

(準備5分、プレゼンテーション60分、質疑応答25分)

イ) 方式

提案者は、プレゼンテーションにおいて、必要に応じてパソコンやプロジェクター等を使用することができる、ただし、投影する内容は、提案書の内容に限るものとし、提案書に記載の無い新たな提案等は認めない。なお、同一の内容が文書等で記載してあれば、提案書にプレゼンテーションで投影するスライドやデモンストレーション画面すべてを掲載しなくてよい。

プロジェクターは区が1台用意し、投影用のパソコンは提案者側が準備すること。なお、プロジェクターの投影接続は、HDMI 接続及びVGA 接続のいずれでも対応できるよう提案者側が準備すること。

プレゼンテーションは事前に提出した提案書を基に行うこととし、都度頁数を示しながら説明を行うこと。投影内容においても、社名及び製品名等、提案者を特定できるような表示がないよう配慮すること。

ウ) システムのデモンストレーション

デモンストレーションでは、以下の内容について実際のシステム画面を用いて説明を行うこと。なお、デモンストレーションは提案者が投影を行いながら操作することとし、評価者が操作を行うことは想定していない。デモンストレーションの時間はプレゼンテーションの時間に含まれる。

①災害情報の収集・伝達・発信機能

各部や避難所等から入力された情報や気象・水位情報等の収集した情報が地図上やクロノロジーなどでどのように表示されるか、区内部でどのように伝達・共有されるか、区民向けにどのように発信するかなどを画面表示または操作を含めた説明を行う。

②備蓄品管理機能

平時の備蓄倉庫での物資の管理を行う画面やロケーション情報がどのように表示されるか、入れ替え・要請に対する引き当てがどのように操作されるか、内閣府の物資輸送システムからどのように情報を取り込めるかなどを画面表示または操作を含めた説明を行う。

③災害対策本部支援機能

職員の安否・参集確認がどのように行われるか、区の災害対策本部会議で報告を行う被害情報等がどのようにサマリ表示されるかなどを画面表示または操作を含めた説明を行う。

エ) 参加人数

参加人数は5名以内とし、実際に当該業務を担当する者が説明すること。なお、

プレゼンテーションを担当する者は、名札や資料、持ち込み機器等で提案者、社名及び製品名等が特定されることがないように注意すること。

オ) 留意事項

プレゼンテーション選考（第二次選考）に進むことを通知した事業者であっても、提出した提案書の費用が構築及び運用保守それぞれ提案限度額を超過している場合は、プレゼンテーション選考への参加ができないこととする。

(5) ヒアリング等の内容の情報公開

ヒアリング等の内容の公開・非公開については、提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。

13 最優秀提案者の決定等

- (1) 葛飾区総合防災情報システム構築及び運用保守業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案書及び機能適合表を評価し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
- (2) 最優秀提案者は、(1)の優秀提案者に対して総合的な審査を行い、順位付けをした上で、最上位の者とする。
- (3) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書、又は電子メールにて通知する。
- (4) 選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含む。）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。
- (5) 審査内容に対する問い合わせには、応じないものとする。

14 最優秀提案者の決定時期

令和7（2025）年4月上旬

15 契約の締結等

- (1) 本委託業務の契約については、最優秀提案者と契約交渉を行う。
- (2) 契約時期は、令和7（2025）年4月中旬を予定している。
- (3) 最優秀提案者が辞退又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、13（2）で順位付けをした優秀提案者の順に契約交渉をする。
- (4) 最優秀提案者選定後及び契約締結後であっても、「7 参加資格」の要件を満たさなくなった場合、区は契約を解除することができる。その場合は、優秀提案者のうち、13（2）でつけた順位が上位の者から順に別途期限を提示して契約交渉する。

16 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は、返却しない。
- (5) 区は提出された提出書類について、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (6) 提出書類は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。
- (7) 提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提出者に対し、公開する

場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。

- (8) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 応募書提出後、最優秀提案者及び優秀提案者決定までの間、特別な理由がない限り、葛飾区地域振興部危機管理課事務室内への立ち入りを禁止する。
- (10) 本提案により、区より配付もしくは貸与された情報は本件提案以外に使用しないこと。また、区より貸与された資料等の情報は全て返却し、複製した情報は全て消去した後、消去証明を提出すること。
- (11) 本件に係る契約締結は、令和7年第1回区議会定例会において審議される令和7年度予算の成立をその条件とする。

17 提出先・問い合わせ先

〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区地域振興部危機管理課計画係（総合庁舎本館5階503番窓口）担当：玉川

電話：03(5654)8572(直通)

e-mail：052000@city.katsushika.lg.jp